

街いく探検隊 運営規約

第1条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

団体名 街いく探検隊

第2条（設立日）

この会の設立日を以下のとおりとする。

平成 29 年 9 月 1 日

第3条（所在地）

この会を以下の所在地に置く。

第4条（会の目的）

この会は子どもを対象とした野外清掃や社会体験活動の企画、運営を目的とする。

第5条（会員の資格）

入会申込書の提出後、共同代表全員の承認を経て、入会資格を得る。

第6条（役員）

この会に以下の役員を置く。

代表 1 名以上

共同代表 1 名以上

第7条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。理事は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第8条（運営）

この会は、第4条の目的を達成するために必要な活動を行う。

第9条（規約改正）

この会の運営に規約改正が必要な場合は、会員の話し合いにより定める。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表

2. この規約は、団体名設立日である 平成 29 年 9 月 1 日より施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

平成 30 年 3 月 5 日

団体名 街いく探検隊

代表

印